

平成28年度第11回
東京都私立学校審議会（第762回）

平成29年3月21日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成28年度第11回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただきます案件は、お手元に配付してあります6件でございます。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成29年3月21日付け、東京都知事名

記 1 大森ルーテル幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（大田区）外5件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件7件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件6件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案11号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人東京インターナショナルスクールの寄附行為認可

及び東京インターナショナルスクールの設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の小泉委員から調査結果につきまして説明願います。

○小泉委員 調査結果につきまして、ご報告いたします。

平成29年3月7日に、三宅主査及び東京都私学部の担当職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人東京インターナショナルスクール設立代表者から、学校法人設立及び学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は、以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校法人化にあたり、より公益性の高い法人として、今後は関連する株式会社等と学校法人を峻別し、私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為に基づく適正な法人運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び教育活動を行い、今後とも、より一層の教育内容の充実を図っていただきたいこと。

3つ目は、日本国籍を有する義務教育年齢の児童、生徒の入学については、関連法令に基づき適正に対処していただきたいこと。

4つ目は、校地が全面借用であるが、学校法人及び学校の運営は安定性、継続性が求められていることから、今後も基本財産の充実を図ること。また、近隣住民との信頼関係を維持し発展させ、良好な学校運営に努めていただきたいこと。

この4点になります。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題がなかるうと思います。

部会調査報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1及び議案第2号についてご説明いたします。

これらの案件は、新たに学校法人を設立し、各種学校のインターナショナルスクールを設

置するものです。

学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから1段階審査をとるものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

初めに、学校法人東京インターナショナルスクールの寄附行為認可について、ご説明いたします。

議案第1号、学校法人東京インターナショナルスクール設立要項をごらんください。

法人の目的は、要項3に記載のとおり「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、私立各種学校を設置し、在日大使館・企業に勤務する海外からの駐在員の子弟を主な対象とし、国際的に自分自身の責務を果たすことができる自律した人材を育成することを目的とする。」です。

名称は、学校法人東京インターナショナルスクールで、事務所の所在地は要項2に記載のとおりです。

設置する学校名は、東京インターナショナルスクールです。

理事につきましては、理事のうち2名が3親等以内の親族である以外は、3親等以内の親族または配偶者は含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7及び8に記載のとおり、学校法人の設立要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、東京インターナショナルスクール設置要項をごらんください。

学校の目的は要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法の本質にのっとり学校教育法に従い、在日大使館・企業に勤務する海外からの駐在員の子弟を主な対象とし、世界中どの国においても自分の責務を果たすことが出来、自信にあふれ、柔軟かつバランスのとれた独立自尊の精神を持つ人間を育むことを目的とする。」でございます。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成29年8月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項5に記載のとおりでございます。

設置者は、学校法人東京インターナショナルスクールで、設立代表者はニューエル郁子氏、

校長はロレイン イザード氏を予定しております。

学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項 8 に記載のとおり、キンダーガーデンは修業年限 2 年、入学定員が 4 歳児 24 名、5 歳児 36 名、総定員 60 名。プライマリースクールは修業年限 5 年、入学定員 40 名、総定員 200 名。ミドルスクールは修業年限 3 年、入学定員 40 名、総定員 120 名。あわせて総定員は 380 名です。

主要教科名は、要項 9 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項 10 から 13 に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項 14 及び 15 に記載のとおりです。

以上で、議案第 1 号及び議案第 2 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 3 号は、友の季ひまわり幼稚園の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の町山委員から調査結果につきまして説明願います。

○町山委員 それでは、議案第 3 号につきまして、ご説明いたします。

本案件は学校法人丸島学園が設置を予定しております、友の季ひまわり幼稚園の設置認可についてです。これは平成 27 年度第 8 回私立学校審議会設置計画承認の答申がなされた件について、この度、園舎の建築が完了したため諮問されたものです。去る 3 月 2 日、遠藤委員、私学部及び荒川区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人丸島学園から幼稚園設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認しました。また、幼稚園教育が行われるのにふさわしい環境が整っているかどうかを確認する観点から、園地、園舎及び周辺環境を調査し、基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりですが、その際、3 点ほどの要望をしましてまいりました。

1、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、貴園の教育の特徴を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

2、研修の機会を適切に確保するなど、教員の質向上に積極的に努力していただきたいこと。

3、定員、施設基準等、設置認可時の諸条件の維持及びさらなる教育水準の向上を図るとともに、学校教育法及び私立学校法等、関係法令を遵守し、適正かつ安定的な学校運営に努めていただきたいことを要望しました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないと思います。なお、詳細につきましては、事務局から説明していただきます。

○私学行政課長 それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

これは、学校法人丸島学園から申請のありました、幼稚園の設置認可でございます。

本案件は2段階審査をとりましたので、この諮問は2段階目の設置認可です。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおりでございます。

学校の名称は、友の季ひまわり幼稚園でございます。

位置は、要項3に記載のとおりでございます。

開設の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項5に記載のとおりでございます。

設置者は学校法人丸島学園、理事長は丸島高三氏、園長は丸島友理子氏でございます。

定員は175名で、保育年限は1年、2年、3年及び4年未満でございます。

学級数は、満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の7学級でございます。

保育内容は、要項9に記載のとおりでございます。

教職員組織は、要項10に記載のとおりで設置基準を充足しております。

園地総面積、園舎総面積は要項11、12のとおりで、設置基準を充足しております。

また、園具教具、予算概要、付近の状況につきましては、それぞれ要項13から15に記載のとおりでございます。

備考欄には、学校法人の設立年月日、同法人設置校を記載しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号及び議案第5号は、学校法人藤の花学園の寄附行為認可及び田無向ヶ丘幼稚園の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の遠藤委員から調査結果につきまして説明願います。

○遠藤委員 それでは、議案第4号及び第5号につきましてご説明いたします。

本案件は、西東京市所在の田無向ヶ丘幼稚園の設置者を、遠藤源太郎氏から学校法人藤の花学園に変更するものでございます。

去る3月3日、友松委員、私学部及び西東京市の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

田無向ヶ丘幼稚園は、昭和43年以来40年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、ゆとりある保育を重視し、豊かな経験によってたくましい心身を育成する教育を行っていることがうかがえました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1点目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2点目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上にご尽力いただきたいこと。

3点目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

以上の3点を要望してまいりました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないと思います。なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。よろしく願いいたします。

○私学行政課長 それでは、議案第4号及び議案第5号についてご説明申し上げます。

これは、西東京市所在の田無向ヶ丘幼稚園の設置者を学校法人藤の花学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法藤の花の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第4号をごらんください。

名称は、学校法人藤の花学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、田無向ヶ丘幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は一人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第5号、田無向ヶ丘幼稚園設置者変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人藤の花学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人藤の花学園、設立代表者は遠藤源太郎氏、園長も同じく遠藤源太郎氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号及び議案第7号は、学校法人夏野学園の寄附行為認可並びに杉並幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の友松委員から調査結果につきまして説明願います。

○友松委員 それでは、議案第6号及び第7号につきましてご説明いたします。

本案件は、杉並区所在の杉並幼稚園の設置者を宮坂公夫氏から学校法人夏野学園に変更するものでございます。

去る3月8日、町山委員、私学部及び杉並区の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

まず、杉並幼稚園は大正14年以来、約90年にわたり次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられております。教育については、将来、社会の一員として自覚を持たせるため、日々の生活指導を通してさまざまな社会生活のルールを身につけることを目標とした幼児教育を努めております。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点の要望をいたしました。

1つは、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づいて、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいということ。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえて、園の教育の特色を大切にされた教育内容をさらに向上させていただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望してまいりました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を

行うことは問題ないと思われます。なお、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第6号及び議案第7号についてご説明申し上げます。

これは、杉並区所在の杉並幼稚園の設置者を学校法人夏野学園に変更するものでございませぬ。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人夏野学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第6号をごらんください。

名称は、学校法人夏野学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、杉並幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または3親等以内の親族は一人を超えて含まれておりませぬ。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりませぬ。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第7号、杉並幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人夏野学園を設立するとともに収容定員を変更するものでございます。

新設置者は学校法人夏野学園、設立代表者は齋藤由樹子氏、園長は宮坂杏子氏でございます。

収容定員及び学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の7学級190名を6学級175名にするものでございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号及び議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第8号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第8号、大森ルーテル幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、宗教学法人日本福音ルーテル大森教会、園長は竹田孝一氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の3学級80名を3学級91名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第9号及び議案第10号は、幼稚園の廃止認可についてでございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第9号、日の丸幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

す。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、平成 29 年 4 月 1 日を予定しております。

廃止理由でございますが、後継者不在により運営が困難となったため廃止するものでございます。

設置者は、北村大栄氏、園長は北村温子氏でございます。

園児の処置でございますが、平成 28 年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、平成 28 年度末をもって全員退職いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項 9、10、11 に記載のとおりでございます。

以上で、議案第 9 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 10 号、秋津幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び 2 に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、平成 29 年 4 月 1 日を予定しております。

廃止の理由でございますが、要項 4 に記載のとおり、幼保連携型認定こども園として認可を受ける予定であることから、学校教育法に基づく幼稚園認可の廃止手続きを行うものでございます。

設置者は、学校法人秋津学園、園長は小島聖氏でございます。

園児の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する予定です。

教職員の処置でございますが、認可予定の幼保連携型認定こども園にて、引き続き勤務いたします。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項 9、10、11 に記載のとおりでございます。

以上で、議案第 10 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何か、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第 9 号及び議案第 10 号につきましては、認可を適当と認める旨、

答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第11号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第11号について、ご説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております、科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

1点目として、協力校を1校追加いたします。

2点目として、「東京都私立高等学校通信制課程に係る認可基準」第5の3の規定により、技能連携施設27施設を、別表2として学則に追加するものです。

変更の時期は、要項7にあるように平成29年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をごらんください。

学則第5条に、第③項として「技能連携施設は、別表2のとおりとする。」を追加いたします。これに伴い、第20条に規定している通信制課程の別表番号を1つ繰り上げ、別表2から12までのものを別表3から13に、定時制課程の別表13から18までを別表14から19にそれぞれ変更いたします。また、追加した学校名につきましては、変更後の欄の別表1及び別表2のとおりです。

備考欄には設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○長塚委員 第三部会で聞けばよかったのですが、通信教育の実施区域、4番目のところに、47都道府県及び55の国と地域とあるのですが、広域通信制というのは全国を対象とするというのはわかっていたつもりでしたが、外国の国とか地域というのも指定された範囲で行っているのか、またその際、スクーリングなどはどういうふうなことになるのか、その辺は明ら

かになっているのでしょうか。

○議案担当者 実施区域については、学則上、定めなければならないという形になっていますので、実際この学校では海外でも55の指定はしているのですけれども、今のところ生徒、そういったところは今いません。ただ、技能連携施設でトヨタとか、そういった企業が海外に持っているところがありますので、その関係で学則上、記載しているところです。

○長塚委員 なるほど。

○近藤会長 よろしいですか。

○長塚委員 はい。わかりました。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第11号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回、諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第12号及び議案第13号は、学校法人の寄附行為認可並びに幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

議案第12号及び議案第13号は第二部会の所管でございますので、第二部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、4月の開催日は、19日水曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時30分閉会